

5 生施経第 5 8 4 号
令和 5 年 1 2 月 2 7 日

駒沢オリンピック公園総合運動場指定管理者
公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ
代表者
公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
理事長 塩見清仁 殿

東京都生活文化スポーツ局長
横山英樹

駒沢オリンピック公園総合運動場における施設利用料金等預金着服事故の発生について
(厳重注意及び再発防止の指導)

令和 5 年 7 月に判明した駒沢オリンピック公園総合運動場における従業員による施設利用料金等預金の着服事故について、令和 5 年 4 月 1 日付けで締結した「駒沢オリンピック公園総合運動場の管理運営に関する基本協定」第 36 条 1 項の規定に基づき、令和 5 年 11 月 28 日に、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ（以下「貴グループ」という。）より「駒沢オリンピック公園総合運動場における施設利用料金等預金の着服事故検証報告書」が提出されました。

本報告書によると、不正行為が 2 年以上に及び行われ、被害金額が約 1,200 万円と多額に及んだことや、事故の原因が、利用料金の取扱いに係る処理及びチェックの体制が不十分であり、グループ構成員を含む組織のガバナンスが有効に機能していなかったなどが記載されています。

また、本事故を受けて、東京都が現地調査を含む検証を実施した結果、駒沢オリンピック公園総合運動場では利用料金の取扱いに係る事務分担等において改善すべき点等が認められました。

このことから、今後、同様の事故が発生することのないよう、東京都として貴グループを厳重に注意するとともに、都立スポーツ施設の信頼を損ないかねない重大な事故が発生したことを踏まえ、徹底した再発防止策を確立し、次のとおり東京都知事あてに報告することを求めます。

- ・業務の改善計画の策定及び提出（報告期限：令和 6 年 1 月末日まで）
- ・再発防止の取組状況の継続的な報告（令和 6 年 1 月から 3 月までの四半期を初回として四半期ごとの進捗、実施状況等を当該四半期末の翌月 15 日までに書面により報告すること。報告期間：当該業務改善計画の実施完了までの間）